武雄市告示第199号

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年11月9日

武雄市長 小 松 政

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、令和3年8月11日からの大雨による災害(以下「災害」という。)により被害を受けた事業者の事業の再建を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則(平成18年規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者をいう。
 - (2) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する 中小企業者をいう。
 - (3) 中堅企業 前2号に掲げるもののほか、資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。以下同じ。)並びに常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人をいう。
 - (4) 店舗等 店舗、事務所、工場、倉庫その他の事業の用に供される建築物をいう。 (補助事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 建物設備再建事業
 - (2) 浸水等対策事業

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、小規模事業者、 中小企業者及び中堅企業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 令和3年8月11日以後に災害により店舗等に被害を受けた者で、当該店舗等の所在地で事業を継続する者又は市内の別の場所に新たに建築又は購入する店舗等で事業を継続する者であること。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条第1項に規定する風俗営業その他公序良俗に反する事業を営む者でないこと。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 補助事業について市から他の補助金の交付決定を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。次の各号のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与している場合も同様とする。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 (補助対象経費及び補助金の額)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、武雄市 水に強いなりわい再建等事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければ ならない。
- 2 前項の申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。 (補助金の交付決定)
- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金

の交付の可否を決定し、その結果を武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付決 定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法令、規則及びこの告示の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合(補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合を含む。)においては、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。
 - (3) 補助金の交付決定後に補助事業に着手すること。ただし、補助金の交付決定前に着手すること(令和3年8月11日以後に着手したものに限る。)につきやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に おいては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- 2 前項第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式 第3号のとおりとする。

(状況報告及び調査)

- 第9条 市長は、必要に応じて第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から補助事業の実施状況の報告を求め、又は調査することができる。 (実績報告)
- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日から20日以内に、武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも、同様とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、補助金の交付決定の内容及び これに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適当と認めるときは、交付す べき補助金の額を確定し、武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金確定通知書(様式 第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第11条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとす

(補助金の交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、速やかに当該補助事業者に対し、その理由を付して通知するものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用が あるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、既 に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ず るものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した店舗等、設備等について、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年11月9日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 (第5条関係)

補助事業の区分		補助対象経費	補助金の額		
1	建物設備再建事業	店舗等、設備等の修繕、購入そ	補助対象経費の2分の1以内		
		の他原状回復に要する経費	の額(その額に1,000円未		
		(人件費を含む。)	満の端数が生じたときは、こ		
			れを切り捨てた額)。ただし、		
			1補助対象者につき、店舗等		
			(同一敷地内に複数の店舗等		
			がある場合は1店舗等とみな		

す。)ごとに50万円を限度と する。 2 浸水等対策事業 (1) 店舗等の所在地で事業を 補助対象経費の4分の1以内 継続する場合 の額(その額に1,000円未 店舗等(住居と併用して 満の端数が生じたときは、こ いる場合は、延べ床面積の れを切り捨てた額)。ただし、 1補助対象者につき、店舗等 2分の1以上を居住の用に 供するものを除く。) のかさ (既存の店舗等をもってその 数を算定するものとし、同一 上げ、止水板の設置その他 敷地内に複数の店舗等がある 浸水等被害の軽減に資する 取組に要する経費 場合は、1店舗等とみなす。) ごとに1,000万円を限度 (2) 市内の別の場所で事業を とする。 継続する場合 店舗等(住居と併用してい る場合は、延べ床面積の2分 の1以上を居住の用に供す るものを除く。) の建築又は 購入に要する経費(附帯工事 に要する経費を含む。)

備考

- (1) 当該補助事業について、国、県等から補助金等の交付を受けている場合は、当該交付に係る補助金等を補助対象経費から控除するものとする。
- (2) 当該補助事業に係る店舗等について、損害保険等により保険金の給付を受けている場合は、当該支給に係る保険金の額を補助対象経費から控除するものとする。

申請者 住 所

事業者名

代表者の役職・氏名

印

(注) 本人(法人格のない団体の場合は代表者)が自署(手書き) する場合は押印不要。(本人が自署しない場合及び法人の 場合は押印が必要)

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付申請書

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助事業	建物設備再發	建事業	•	浸水等対策事業		
店舗等の所在地	武雄市					
店舗等の種類	店舗 • 事務所	· 工場 ·	倉庫	• 1	併用住宅・	その他
補助事業の目的						
補助対象経費						円
交付申請額						円
事業期間	着手(予定)日	令和	年	月	日	
ず 未 朔 间	完了予定日	令和	年	月	目	

添付書類

(1) #	共通事項
	事業計画書(別紙1)
	収支予算書(別紙2-1、別紙2-2)
	誓約書(別紙3)
	被災証明(罹災証明)書の写し
	被災状況が分かる写真
	見積一覧表 (別紙4)
	見積書
	固定(償却)資産台帳
	賃貸借契約書
(2) 爱	生物設備再建事業を行う場合
	保険の内容及び受領金が分かる書類
	休業していたことが分かる書類
	大雨により休業した期間内における雇用実績一覧表 (別紙5)
	佐賀型商工業者再建補助金申請書の写し (申請を行った場合)
(3) 🖟	是水等対策事業を行う場合
	竣工後の図面
	移転先の土地売買契約書又は登記事項証明書
	賃貸借契約書(借地の場合)
	被災した建物の位置図、平面図及び配置図
	移転先の位置図、平面図及び立面図
	佐賀型商工業者再建補助金申請書の写し (申請を行った場合)
	小規模事業者持続化補助金申請書の写し(申請を行った場合)
	佐賀県事業継続力強化支援補助金申請書の写し(申請を行った場合)

事業計画書

1 事業者の概要

(ふりがな)								
事業者名								
所在地 (住所)	〒 -	_						
代表者の								
役職・氏名								
業種				事	業内容			
従業員数			人		音本金 は出資金			
事業者区分	□小規模₹	事業者	□中小企業	美者	□中堅	企業		
令和3年8月11								
日からの大雨によ	令和 4	年 月	日 ()	\sim	令和	年	月	日 ()
り休業した期間								
	住 所							
担当者	所 属							
連絡先	役職				氏 名			
是 相儿	TEL				FAX			
	E-mail							

2 事業計画の概要

	移転	□なし	□敷地内の移転	□敷地外に移転
	(内容)			
+**1 - ~ m =				
事業計画の概要				
	□ 補助	対象施設・設備は	災害前から事業用に	上使用し,復旧後も事業用
誓約事項	のみに作	使用することを誓	約する。	
	※ 事業	第月でない施設・記	投備は補助の対象外	です。

収支予算書 (建物設備再建事業)

(1)	事業内容			
(2)	収入			

項目	予算額	備考
他の補助金	0	
保険金	2	
借入金	8	
自己資金	4	
		水に強いなりわい再建等事業費補助金
市補助金	6	$6 = (7 - 0 - 2) \times 1 / 2$
		上限 50万円
合 計	•	

(3) 支出(税抜き価格)

項目	予算額	備考
合 計	0	

収支予算書 (浸水等対策事業)

(1) 事業内容				
(2) 収入				
項目	予算額			備考
他の補助金				
保険金	2		2=2-0 .2]>=0
借入金	3			
自己資金	4			
			水に強いな	りわい再建等事業費補助金
市補助金	3		(3) = ((7-1-2) × 1/4
			_	上限 1,000万円
合 計	6			
(3) 支出(税抜き	(価格)			
項	目	=	予算額	備考

合 計

誓 約 書

補助金の交付の申請をするに当たって、次の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになって も、異議は一切申し立てません。

□1 暴力団排除に関する誓約事項

自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者ではありません。また、次の各 号のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与しておりません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 保険金に関する誓約事項

保険が適用される経費については、保険金の請求を行っており、補助事業に要する経費から除いた額を補助対象経費としています。

□3 事業計画書に関する誓約事項

事業計画書に記載している基本情報等に偽りはありません。

□4 市税に関する誓約事項

納付すべき武雄市税を完納しています。

※ 誓約事項に相違ない場合は、左の□にチェックをお願いします。

令和 年 月 日

住 所

事業者名

代表者の役職・氏名

(注) 本人(法人格のない団体の場合は代表者)が自署(手書き)する場合は 押印不要。(本人が自署しない場合及び法人の場合は押印が必要)

見積書一覧表

(1) 建物設備再建事業費

見積書No.	工事内容	見積額 (税抜き)	見積業者
	合 計		

(2) 浸水等対策事業費

見積書No.	工事内容	見積額(税抜き)	見積業者
	合 計		

大雨により休業した期間内における雇用実績一覧表

令和3年8月11日からの大雨に	A #10	F	п	П		Λ τ ₁₁	Æ	П	
より休業した期間	令和	牛	月	Ħ	\sim	令和	牛	月	Ħ

※ 休業手当等は除く

氏 名				雇	用の類	期間				1日当たりの	\(\rightarrow\) ≥1.
雇用保険被保険者番号				期	間				日数	給与支払額	合 計
	令和	年	月	目	令和	年	月	目			
	令和	年	月	日	令和	年	月	日			
	令和	年	月	日	令和	年	月	日			
	令和	年	月	B	令和	年	月	目			
	令和	年	月	B	令和	年	月	目			
	令和	年	月	目	令和	年	月	目			
	令和	年	月	月	令和	年	月	日			

添付書類

・給与を支払ったことが分かる書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

武雄市長

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 決定の区分 交付・ 不交付
- 交付決定額
 (不交付の場合はその理由)
- 3 交付の条件

補助事業者 住 所

事業者名

代表者の役職・氏名

印

(注) 本人(法人格のない団体の場合は代表者)が自署(手書き) する場合は押印不要。(本人が自署しない場合及び法人の 場合は押印が必要)

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金について、申請の内容を変更したいので、武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助事業	建物	建物設備再建事業・浸水等対策事業				
変更の理由						
交付決定額					円	
補助対象経費	変更前				円	
而切 刈 豕柱頁	変更後				円	
変更後の交付申請額					円	
	変更前	着手(予定)日	令和	年	月	日
事業期間	多	完了予定日	令和	年	月	Ħ
	変更後	着手(予定)日	令和	年	月	目
	多	完了予定日	令和	年	月	目

添付書類

・変更後の事業計画書(別紙1)

補助事業者 住 所

事業者名

代表者の役職・氏名

印

(注)本人(法人格のない団体の場合は代表者)が自署(手書き) する場合は押印不要。(本人が自署しない場合及び法人の 場合は押印が必要)

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた武雄市水 に強いなりわい再建等事業費補助金について、事業が完了したので、武雄市水に強いなり わい再建等事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告いたし ます。

補助事業	建物設備再建事業				•	浸水等対策事業	
交付決定額						円	
事業期間	着手日	令和	年	月	目		
尹 耒 朔 间	完了日	令和	年	月	目		

添付書類

- (1) 収支決算書(別紙6-1、別紙6-2)
- (2) 事業実施に要した経費に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 事業実施前及び事業実施後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書 (建物設備再建事業)

(1)	事業內容	
(2)	又入	

(-/		
項目	決算額	備考
他の補助金	0	
保険金	2	
借入金	8	
自己資金	4	
		水に強いなりわい再建等事業費補助金
市補助金	6	6 = $(0 - 0 - 0) \times 1 / 2$
		上限 50万円
合 計	0	

(3) 支出(税抜き価格)

項目	決算額	備考
습 計	0	

収支決算書 (浸水等対策事業)

(1) 事業内容				
(2) 収入				
項目	決算額			備考
他の補助金				
保険金	2		2=2-0 .2] >=0
借入金	3			
自己資金	4			
			水に強いな	りわい再建等事業費補助金
市補助金	5		(3) = (7-1-2) × 1/4
			ل	上限 1,000万円
合 計	6			
(3) 支出(税抜き	き価格)			
項	[目	Ì		備考

合 計

 第
 号

 年
 月

 日

様

武雄市長

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった武雄市水に強いなりわい再建等事業の完了を認め、 年度に交付すべき補助金の額を次のとおり確定したので、武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

交	付	確	定	額	

補助事業者 住 所

事業者名

代表者の役職・氏名

印

(注) 本人(法人格のない団体の場合は代表者)が自署(手書き) する場合は押印不要。(本人が自署しない場合及び法人の 場合は押印が必要)

武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定があった武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金について、武雄市水に強いなりわい再建等事業費補助金交付要綱の規定に基づき次のとおり請求します。

記

請求額	仝	円
N H / L H H	777	

金融機関名	銀行・農協 組合・金庫					支店・支所 出張所
口座種別	普通	٠	当座	口座番	:号	
フリガナ				•		
口座名義						